

スクリーン体験 フォーエバー！

映画上映振興策コンセプト

映画が、文学、演劇、音楽、美術、写真などの芸術を総合した芸術であり、そこに描かれた人生をあたかも自分の人生であるかのように観客に迫体験させ、記憶の中に長くとどまらせる大きな力を有していることは、改めていうまでもないでしょう。「映画館が自分の学校だった」と語る多くの人々の言葉は、映画によって、知識や教養だけでなく、学校では学べないものを学んできたことを、如実に言い表しています。と同時に、そうした体験を得る場であった映画館の存在の貴重さを語っているともいえるでしょう。

現在、映画は、必ずしも映画館でなくてもみられるものになりました。そのことで、映画に触れる機会が増大したことは喜ぶべきことですが、一方で、それを体験する「場」の貴重さが失われつつあることも事実です。どんなに教育機器が発達しても学校という場が必要であるように、映画をみる場が地域にあることの重要性は、今もって変わりません。

複製技術を基盤とした映画は、その誕生以来、いちどきに広範な観客を獲得することを可能にする表現メディアとして、それまでの芸術の受容層を大幅に拡大しながら、先進国・途上国の区別なく、また年齢差、性差に関わりなく、社会生活に深く根を下ろしてきました。同時に、記録装置であることを本分とする映画は、空間・時間の制約を越えて、世界の諸地域の、さまざまな時代の事象を「いま・ここ」に伝える「窓」としての役割を果たしてきました。そして、いまなお、その機能に変化はありません。

しかし、映画体験そのものを複製することはできないということは忘れられがちです。個々の人々がある場所で、ある時間に、ある映画を体験することは、一回的な唯一のもので、このことは、小津安二郎の同じ作品を、少年、青年、成人のそれぞれの時期にみたことのある人であれば、誰でも感じ取ることができるでしょう。映画の複製性についての最大の誤解は、同じ作品であれば、映画体験が、いつでもどこでも誰においても、均質的であると考えられがちなことです。

パフォーミング・アートのように「一回的な上演」を旨とする芸術表現だけが「一回的な芸術体験」を提供するわけではなく、複製メディアである映画もまた、「観客」の立場に立てば、かけがえのない「一回的な芸術体験」をもたらす表現領域なのです。

むしろ、技術の進展によって、映画を体験するメディアが数多くある現代であるからこそ、「スクリーン体験」があまねく、持続可能な形で提供されていくことが必要なのです。

2012年に施行された劇場法（「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」）は、演劇、音楽などが「上演される場」としての劇場を活性化するための法律であり、劇場法の趣旨には、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である」とあります。この「劇場、音楽堂等」を「映画館」に置き換えても、文意はそのまま有効です。このことは、映画においても、映画が上映される「場」（活動）を政策的に焦点化しつつ、そこに「地域の文化拠点」という文脈が導入されなければならないことを意味しています。

映画館はもちろんのこと、非劇場（博物館・美術館、図書館、公共ホールなど）も加えた全国諸地域の「映画上映施設」はこうした「文化拠点」としての役割を担うことができます。施設だけではなく、映画館が失われた地域、映画上映施設のない地域に映画を届ける移動上映や自主上映や映画祭といった活動も重要です。

こうした「場」、「活動」は、世代や立場を越えたコミュニケーションを可能にし、社会的に困難な状況に置かれている人々との交流を活性化する社会包摂的機能もあわせもっています。これまでに数多く生み出されてきた映画の記憶が広く社会に共有されている現在、そのような「場」（活動）の公共的役割が、今後、なおいっそう重要になることは言うまでもありません。こうした活動のための政策的支援が、その地域に暮らす人々の視点から具体化される必要があります。

上映の場が、各地域で豊かな多様性をもって、スクリーン体験のもたらす一回的でかけがえのない経験価値を提供し続けられること、その上で、つくり手相互、つくり手と観客、観客相互の交流を促し、新たな映画文化の創造の場となること、この実現を目指すことがこれからの映画振興策の要になります。

「私たちはスクリーンで映画をみたい、みせたい」。この活動をあまねく、しかも持続可能な形で実現していくための振興策を創出し、発信していきたいと思えます。